

茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

(対象病院の登録の要件)

第3条 要綱第5条に規定する対象病院の登録の要件は、別表第1に定める全ての要件とする。

(対象病院の登録の添付書類)

第4条 要綱第6条第1項に規定する対象病院の登録を行う場合の添付書類は、別表第2に定めるところとする。

(登録病院の遵守事項)

第5条 登録病院は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 対象者の採用後に、対象者の交付申請等に必要な証明書等を発行すること。
- (2) 本事業を適用せずに対象者を採用する場合は、必ず対象者の同意を得ること。
- (3) 県が事業の実施による効果を把握しようとするとき、県の求めに応じて、必要な調査に協力すること。

(対象となる奨学金)

第6条 要綱第10条第2項第1号エで規定する奨学金は、別表第3に定めるところとする。

(認定申請の添付書類)

第7条 要綱第11条第1項による申請を行う場合の添付書類は、別表第4に定めるところとする。

(認定を受ける者の決定)

第8条 要綱第11条第1項による申請を行った者については、県は審査の上、募集人数の範囲内で認定を受ける者を決定するものとする。ただし、認定を受けた者が認定期間中に認定の取り消し等の措置を受けた場合は、次点の者が繰り上がるものとする。

(交付申請の添付書類)

第9条 対象者が、要綱第20条による交付申請を行う場合の添付書類は、別表第5に定めるところとする。

(実績報告兼支払請求書の添付書類)

第10条 対象者が、要綱第23条による実績報告兼支払請求を行う場合の添付書類は、別表第6に定めるところとする。

(書類の提出方法)

第11条 書類の提出は、県が別に定める受付窓口あてに持参、郵送等(簡易書留など郵便物の送達過程が記録されるものに限る)又は電子メール(添付ファイルはすべてPDF形式に変換し、暗号化して送付する場合に限る)により行うものとする。

2 規則及び要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

付 則

この要領は、令和6年9月12日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	要 件
(1)	対象者を正規雇用した場合、要綱第13条に規定する交付対象期間において、要綱第15条第2項に規定する対象月額から補助月額を除いた額を対象者に対して助成することを確約できること。ただし、対象者の選対月額が50,000円を超える場合は、対象月額の範囲内で同条第3項に規定する補助金額以上の金額を対象者に対して助成することができる。
(2)	対象病院の管理者は、以下の全てを満たすものであること。ただし、国、県、市町村その他これらに準ずるものについては、適用しない。 ア 雇用保険適用事業所の事業者であること。 イ 労働保険料を滞納している事業者でないこと。 ウ 過去1年間に労働関係法令違反を行っていない事業者であること。 エ 県税の全項目について滞納がないこと。
(3)	次のいずれかに該当するものが事業者に含まれていないこと。 ア 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項から第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。） イ 管理者又は役員等が条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
(4)	対象者に、県が策定する又は認める研修プログラムに基づく研修を受講させること。
(5)	この事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。

別表第2（第4条関係）

添付書類	備 考
誓約書	様式第1号を添付すること。
前号のほか、知事が必要と認める書類	

別表第3（第6条関係）

添付書類	備 考
県内市町村が設ける奨学金制度	
一般財団法人あしなが育英会が実施する奨学金	

別表第4（第7条関係）

	添付書類	備 考
薬学生	履歴書	要綱様式第6号関係 別紙1
	奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの	
	在学証明書	
	成績証明書	
	前各号のほか、知事が必要と認める書類	
既卒業薬剤師	履歴書	要綱様式第6号関係 別紙1
	奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの	
	現在就労していることがわかるもの	就労していない場合はその旨の申立書
	前各号のほか、知事が必要と認める書類	

別表第5（第9条関係）

添付書類	備 考
採用通知書の写し	2年目以降は添付不要。
在職証明書	毎年度添付すること。 ただし、前年度の実績報告兼支払請求書に添付した場合は添付不要。
当該年度の奨学金返還予定額が確認できる書類	奨学金事業実施者が発行する「貸与奨学金返還確認票」等の写しを添付すること。
他の地方公共団体及び対象病院の奨学金返還補助制度を併用する場合、その補助額がわかる資料の写し	2年目以降は添付不要。 ただし、制度に変更があった場合は、変更後の資料について、変更年度の申請時に添付すること。
大学等卒業証明書又はこれに準ずるものの写し	2年目以降は添付不要。
薬剤師免許証又は登録済証明書の写し	1年目に薬剤師免許証を添付した場合、2年目以降は添付不要。 1年目に登録済証明書を添付した場合、2年目に薬剤師免許証の写しを添付すること。（それ以降は添付不要）
要綱第11条第3項に規定する認定通知書の写し	2年目以降は添付不要。
県税に滞納がないことの証明	毎年度添付すること。 ただし、1年目は課税対象でない場合は、添付不要。
前各号のほか、知事が必要と認める書類	

別表第6（第10条関係）

添付書類	備 考
在職証明書	毎年度添付すること。
奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの	奨学金の返還状況（返還額、返還残高等）が確認できる書類として奨学金事業実施者が発行する「奨学金返還証明書」等を添付すること。
前各号のほか、知事が必要と認める書類	

誓約書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
病院名
管理者名
（法人の場合は法人名及び
代表者名）

茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業の対象病院の登録にあたり、次の事項を誓約します。

記

- 1 対象者を正規雇用した場合、茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条に規定する交付対象期間において、要綱第15条第2項に規定する対象月額から補助月額を除いた額を対象者に対して助成する（協力病院が助成する場合を含む）ことを確約します。
また、助成に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、要綱第29条に基づく期間保存します。
- 2 次の全てを満たしています。
（国、県、市町村その他これらに準じる開設者については、(1)～(4)を適用除外とする）
 - (1) 雇用保険適用事業所の事業者であること。
 - (2) 労働保険料を滞納している事業者でないこと。
 - (3) 過去1年間に労働関係法令違反を行っていない事業者であること。
 - (4) 県税の全項目について滞納がないこと。
 - (5) 次のいずれかに該当する者が事業者に含まれていないこと。
 - ア 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項から第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
 - イ 管理者又は役員等が条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 3 本事業で採用した対象者に、県が策定する又は認める研修プログラムに基づく研修を受講させます。
- 4 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報を適切に取り扱います。
 - (1) この事業を通して得た個人情報については、個人情報保護のため、責任をもって適正に管理し、当該事業の目的以外には一切使用しません。
 - (2) 必要がなくなった情報については、責任をもって速やかに破棄します。
- 5 「茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業対象病院登録申請書」の記載内容に偽りはありません。